

十日町市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年11月26日

十日町市監査委員 高橋 昇男
十日町市監査委員 根津 年夫

監 査 結 果 報 告

1 監査対象

十日町市複業協同組合TOMOWORK
十日町市特定地域づくり事業補助金

2 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び期間

実施場所 監査委員事務局及び十日町市複業協同組合TOMOWORK
予備監査 令和7年9月5日から令和7年10月10日
本 監 査 令和7年10月15日

5 監査の結果

出納、その他の事務について監査をした結果、適正に行われていた。